

案件振分け

	2016年*	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
A案件	5	14	27	83	45	39	281
B案件	2,683	6,128	1,825	281	73	33	38
C案件	455	518	486	409	382	1,196	1,131
D案件	5,403	12,969	8,155	9,602	3,436	1,145	2,322
計	8,546	19,629	10,493	10,375	3,936	2,413	3,772

* 2016年4月から12月の合計

案件の振分け(*1)

案件	分類(*2)	在留と就労(*3)
A案件	難民条約上の難民である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が他界と思われる案件	在留資格○又は× 就労許可○又は×
B案件	難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件	在留資格× 就労許可×
C案件	再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件(*4)	在留資格× 就労許可×
D案件	上記以外の案件	在留資格○又は× 就労許可○又は×

※1 案件振分け結果について、告知はされず、釈明や反論の機会是与えられない。

※2 それぞれの対象案件の内容は、要領の改正等でたびたび変更されている。難民申請から数年を経た後からB案件に振分けられ、在留資格の更新が不許可とされた事例が報告されている。

※3 難民認定申請時に非正規滞在の場合、いずれに振分けられても非正規滞在のまま。D案件は、在留活動をしなくなつてから難民申請をしたと見なされた場合、就労が許可されない。再申請の場合、D案件に振分けられた場合でも在留は制限される。

※4 基準時は、「過去の難民認定手続に係る直近の処分時」と記載されている。

参照

[出入国在留管理庁「令和4年における難民認定者数等について」\(令和5年3月24日\)](#)

[出入国在留管理庁「令和3年における難民認定者数等について」\(令和4年5月13日\)](#)

[出入国在留管理庁「令和2年における難民認定者数等について」\(令和3年3月31日\)](#)

石橋通宏参議院議員提出「難民認定状況に関する質問主意書」に対する2018年6月26日付け内閣参質196第140号答弁書

石橋通宏参議院議員提出「難民認定状況に関する質問主意書」に対する2017年6月27日付け内閣参質193第146号答弁書

難民認定事務取扱要領(2022年12月27日付け一部改正)